

# 中小企業等に対する支援制度

下川町中小企業振興基本条例

下 川 町

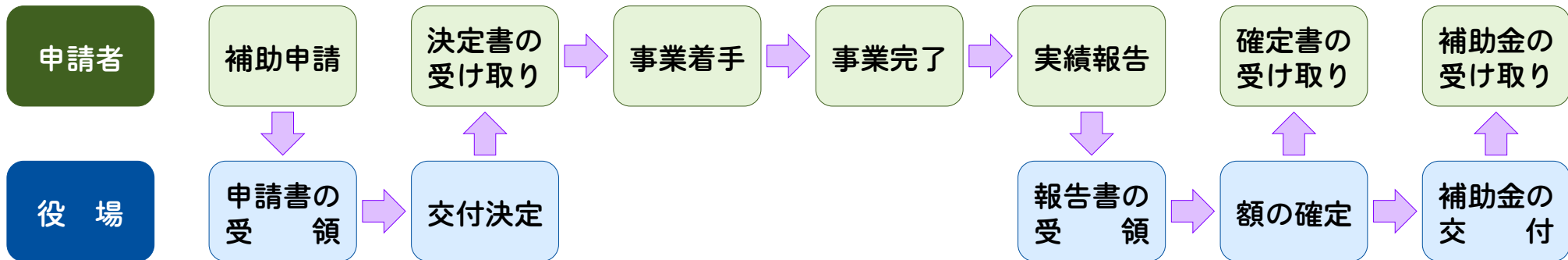
# 支援制度の概要

中小企業支援制度は、地域の産業と社会の発展に寄与することを目的に、中小企業等の経営基盤の強化や経営の革新、商店街の活性化、起業などの取り組みを支援する制度です。

制度のご利用にあたっては、法律や条例、規則等のルールを守らなければ該当になりませんので、ご注意ください。

制度の内容や手続きなど、不明な点などございましたら、ご遠慮なくご相談ください。

## 手続きと流れ



※これは、一般的な手続きと補助金を受け取るまでの流れです。  
変更や中止をする場合は、ほかの手続きが必要になります。

# 用語の意味

## 中小企業者

- ①製造業、建設業、運輸業の場合(②～④を除く)  
資本金3億円以下または従業員300人以下の会社、個人
- ②卸売業の場合  
資本金1億円以下または従業員100人以下の会社、個人
- ③サービス業の場合  
資本金5千万円以下または従業員100人以下の会社、個人
- ④小売業の場合  
資本金5千万円以下または従業員50人以下の会社、個人

## 中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

## 中小企業任意団体

複数の中小企業者で構成する任意団体

## 商店街・商店街連合会

商店街で構成する団体、商店街団体で構成する連合会

## 起業家

起業しようとする個人、団体、起業後の中小企業者

## 事業承継予定者

前経営者から事業を承継しようとする個人、会社

## 新商品・新サービス

中小企業者等が市場に提供していない商品またはサービス

## 新分野進出

日本標準産業分類の大分類を超える業種への進出（農業、林業、建設業、卸売小売業等）

## 空き店舗

小売業、サービス業で使われていた施設

## 施設整備

小売業、サービス業で使われている施設、または商品やサービスを提供する施設の改修

## 店舗等解体

店舗、事務所、付帯する倉庫等の解体

## 事業承継

経営者から後継者への事業の引き継ぎ(役員交代を除く)

## 起業

審査を経て、下川町で新たに起こされる事業

## コミュニティビジネス

下川町で新たに起こされる小規模な事業



# 経営基盤強化及び経営革新事業

区分	対象者	対象事業	対象経費	補助率	限度額	具体例
新商品・新サービス	①中小企業者 ②中小企業団体 ③中小企業任意団体	新商品・新サービスの研究開発	旅費、賃金、原材料費、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料、謝礼	2分の1以内	50万円	ITによる受注、宅配、決済の研究
		新商品・新サービス提供のための設備導入	工事請負費、備品購入費、委託料	3分の1以内	1,000万円	ITによる受注、宅配、決済の導入
特産品の販路開拓・高付加価値化・生産拡大	①中小企業者 ②中小企業団体 ③中小企業任意団体	町外で行う商談会、展示会、イベントの開催・出展、商品への専門家からの助言・指導・改良	旅費、賃金、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料、謝礼	2分の1以内	50万円	家具、什器の展示・商談会への出展
新分野進出	①中小企業者 ②中小企業団体 ③中小企業任意団体	新分野進出に伴う調査、研究	旅費、賃金、原材料費、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料、謝礼	2分の1以内	50万円	小売業から製造業への進出
		設備導入等(日本標準産業分類の大分類を超える業種に進出する場合をいう)	工事請負費、備品購入費、委託料	3分の1以内	1,000万円	製造機器の導入、施設整備
法令に基づく設備導入、改修	①中小企業者 ②中小企業団体	法令の制定、改正により義務化された設備の導入、施設の改修	工事請負費、備品購入費、委託料	3分の1以内	300万円	消防法の改正に伴う地下タンクの改修



## 人材育成事業

区分	対象者	対象事業	対象経費	補助率	限度額	具体例
人材育成	①中小企業者 ②中小企業団体	企業、研究機関、大学等で実施する研修並びに中小企業振興のための研修会の開催	旅費、手数料、消耗品費	2分の1以内	50万円	中小企業大学校での研修



## 商店街活性化事業

区分	対象者	対象事業	対象経費	補助率	限度額	具体例
空き店舗活用	①中小企業者 ②中小企業団体 ③中小企業任意団体	空き店舗を改修、または解体・新築し、事業を実施	旅費、賃金、原材料費、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料、謝礼、備品購入費、工事請負費	3分の1以内	400万円	古い店舗を解体し、跡地に店舗を新築
イベント開催	①中小企業者 ②中小企業団体 ③中小企業任意団体	町内でのイベントの開催	旅費、消耗品費、印刷製本費、手数料、使用料、謝礼	3分の1以内	10万円	商店街によるワンコインバルの開催
店舗等解体	①中小企業者 ②中小企業団体 ③中小企業任意団体	店舗、事務所、附帯する倉庫、物置等の解体撤去	委託料、使用料、工事請負費	2分の1以内	50万円	事務所、倉庫、車庫の解体撤去
施設整備	①中小企業者 ②中小企業団体	店舗、事務所等に伴う建物の新設及び改修	原材料費、委託料、外注加工費、使用料及び賃借料、改修費	3分の1以内	100万円	店舗改修

## ☆ 事業承継事業

区分	対象者	対象事業	対象経費	補助率	限度額	具体例
事業承継	①事業承継予定者	技術取得、研修、販路開拓	旅費、賃金、原材料費、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料	2分の1以内	50万円	
		建物改修、機械修繕・購入	備品購入費、工事請負費	3分の1以内	250万円	
企業評価	①中小企業者 ②中小企業団体	会社の評価を定量的に表す評価	手数料	3分の1以内	100万円	

## START 起業化促進事業

区分	対象者	対象事業	対象経費	補助率	限度額	具体例
起業化促進	①起業家	起業化計画に基づく技術の習得、研修、販路開拓	旅費、原材料費、謝礼、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料	2分の1以内	50万円	
		起業化計画に基づく設備導入、施設改修等	工事請負費、備品購入費、委託料	3分の1以内	250万円	
コミュニティビジネス	①起業家	起業化計画に基づく事業	旅費、原材料費、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料、謝礼、備品購入費	2分の1以内	50万円	
起業家奨励	①町の支援を受けず起業した3年未満の起業家	経営基盤強化	旅費、賃金、原材料費、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料、謝礼、備品購入費、工事請負費	2分の1以内	20万円 1回限り	

## お問い合わせ先

下川町政策推進課 商工振興グループ  
〒098-1206

北海道上川郡下川町幸町63番地

TEL:01655-4-2511 FAX:01655-4-2517

MAIL:syoukou@town.shimokawa.hokkaido.jp

URL:<https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/>